

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則 の特例の施行規則

(目的等)

第1条 この規則は、取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

2 この規則における用語の意義は、取引所FX取引特例に定めるところによる。

(基準値段)

第2条 取引所FX取引特例第2条第18号に規定する本所が定める数値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、売呼値又は買呼値が存在しない場合等本所が必要と認める場合は、本所がその都度定める。

(1) マーケットメイカー売呼値及びマーケットメイカー買呼値が存在する場合

マーケットメイカー仲値

(2) 前号以外の場合

マーケットメイカー売呼値若しくはマーケットメイカー買呼値のいずれか一方又は両方が存在しないこととなる直前のマーケットメイカー仲値

(約定制限値幅)

第3条 取引所FX取引特例第14条第1項に規定する本所が定める値幅（以下「約定制限値幅」という。）は、本所が各対象金融指標に係る過去の相場変動及びマーケットメイカーのスプレ

ツド幅（取引所外国為替証拠金取引に係るマーケットメイカーに関する規則第4条第1号に規定するスプレッド幅をいう。）等を勘案し定めるものとする。

- 2 本所は、相場状況等必要があると認める場合に、約定制限値幅を変更することができる。
- 3 本所は、前項に定める変更を行うときは、あらかじめその旨をFX取引参加者に通知する。

（呼値の取扱い）

第4条 第8条第1号（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、個別競争取引において、次の各号に定める場合には、当該各号に定める数量の呼値は効力を失うものとする。

- (1) 基準値段に約定制限値幅を加えて得た値段以上の優先する値段の買呼値が行われ、又はトリガーの発動（第8条第5号に規定するトリガーの発動をいう。以下この条及び第6条において同じ。）により当該優先する値段の買呼値となり、当該買呼値と当該基準値段に約定制限値幅を加えて得た値段以下の値段のすべての売呼値が順次対当した場合（当該売呼値が存在しない場合を含む。）であって、当該買呼値の数量が当該売呼値の数量の合計を上回るときの当該上回る数量
- (2) 基準値段から約定制限値幅を減じて得た値段以下の優先する値段の売呼値が行われ、又はトリガーの発動により当該優先する値段の売呼値となり、当該売呼値と当該基準値段から約定制限値幅を減じて得た値段以上の値段のすべての買呼値が順次対当した場合（当該買呼値が存在しない場合を含む。）であって、当該売呼値の数量が当該買呼値の数量の合計を上回るときの当該上回る数量

(取引の取消し)

第5条 取引所FX取引特例第15条第1項の規定による取引の取消しは、同第20条第1号の規定により取引の停止を行った後（取引の停止を行わなかった場合にあっては、業務規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表した後）に行うものとする。

2 取引所FX取引特例第15条第1項に規定する本所が定める取引は、その都度本所が必要と認める取引とする。

(注文制限値幅等)

第6条 取引所FX取引特例第16条第5項の規定に基づき、本所は、取引所FX取引の呼値について、次の各号に掲げる呼値の種類ごとに、当該各号に定める場合には受け付けない。

(1) 指値呼値及び指成呼値

指定した値段が、基準値段に一定の値幅を加えて得られる値段を超える場合又は基準値段から当該値幅を減じて得られる値段を下回る場合

(2) マーケットメイカー呼値

指定した値段が、基準値段に一定の値幅を加えて得られる値段を超える場合又は基準値段から当該値幅を減じて得られる値段を下回る場合

(3) ベストレート呼値

買ベストレート呼値が行われたときに基準値段から一定の値幅を減じて得られる値段より呼値の単位だけ低い値段以上の値段の買呼値が存在しない場合又は売ベストレート呼値が行われたときに基準値段に当該値幅を加えて得られる値段より呼値の単位だけ高い値段以下の値段の売呼値が存在しない場合

(4) ストップリミット呼値

指定した発動後の指値値段が、発動値段に一定の値幅を加減して得られる値段を超える場合

- 2 トリガーの発動により指値呼値となるストップリミット呼値について、当該指値呼値の値段が基準値段に一定の値幅を加えて得られる値段を超える場合又は基準値段から当該値幅を減じて得られる値段を下回る場合には、当該指値呼値を受け付けない。
- 3 第1項第1号、第3号若しくは第4号又は前項に規定する一定の値幅（以下「注文制限値幅」という。）は、基準値段（第1項第4号にあっては、発動値段）に10パーセントを乗じて得られる数値とする。
- 4 第1項第2号に規定する一定の値幅は、基準値段に3パーセントを乗じて得られる数値とする。ただし、競争取引が行われていない時間帯においてマーケットメイカー呼値が行われていない場合には、注文制限値幅とする。
- 5 本所は、必要があると認める場合には、前2項に定める値幅を変更することができる。
- 6 本所は、前項の規定による変更を行うときは、あらかじめその旨をFX取引参加者に通知する。

（呼値を行う時間帯の取扱い）

第7条 取引所FX取引特例第16条第6項ただし書の規定により、FX取引参加者は、成行呼値、F A K呼値、F A S呼値、F O K呼値、ベストレート呼値及びリミテッドマーケット呼値について、競争取引が行われていない時間帯は、呼値を行うことができない。

(呼値に関する事項)

第 8 条 取引所 F X 取引特例第 16 条第 9 項の規定により、取引所 F X 取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

呼値は、F X 取引参加者からの指示により効力を失うものとする。ただし、取引所 F X 取引特例第 20 条各号の規定により、取引の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(2) 呼値の方法等

a 呼値は、F X 取引参加者端末装置からその内容を入力し行うものとする。

b 取引開始処理時点取引における次の(a)及び(b)に掲げる呼値は、当該(a)及び(b)に定めるところにより処理するものとする。

(a) マーケットメイカー売呼値が行われているときにおける当該マーケットメイカー売呼値の値段より高い値段の非マーケットメイカー買呼値は、これまでに行われている個々の値段のマーケットメイカー売呼値に対当する非マーケットメイカー買呼値として処理するものとする。

(b) マーケットメイカー買呼値が行われているときにおける当該マーケットメイカー買呼値の値段より低い値段の非マーケットメイカー売呼値は、これまでに行われている個々の値段のマーケットメイカー買呼値に対当する非マーケットメイカー売呼値として処理するものとする。

c 取引所 F X 取引特例第 14 条に規定する取引における次の(a)及び(b)に掲げる呼値は、当該(a)及び(b)に定めるところにより処理するものとする。

(a) 売呼値が行われているときにおける当該売呼値の値段より高い値段の買呼値は、これまでに行われている個々の値段の売呼値に対当する買呼値として処理するものとする。

(b) 買呼値が行われているときにおける当該買呼値の値段より低い値段の売呼値は、これまでに行われている個々の値段の買呼値に対当する売呼値として処理するものとする。

(3) マーケットメイカー呼値は、指値呼値により呼値を行うものとし、当該呼値は、取引所 FX 取引特例第14条に定める個別競争取引において、他のマーケットメイカー呼値と対当した場合には、対当する数量について効力を失うものとする。

(4) 取引開始処理時点における取扱い

取引開始処理時点取引の開始後に行われた非マーケットメイカー呼値は、取引所 FX 取引特例第12条に定める方法による取引が成立した後に売買システムに記録されるものとする。

(5) トリガーの発動とは、ストップ呼値が発動して成行呼値となること、ストップリミット呼値が発動して指値呼値となること又は指成呼値が発動して成行呼値になることをいう。

(6) 本所は、マーケットメイカー呼値に関する記録を保存するものとする。

(取引の停止)

第9条 取引所 FX 取引特例第20条各号に掲げる場合の取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(建玉調整制度による約定数値等)

第9条の2 一の取引日の取引所 FX 取引特例第19条の2 第1

項に定める建玉調整制度に基づく取引に係る約定数値は、当該取引日の業務方法書第63条の3第1項に規定する清算数値とする。

2 取引所FX取引特例第19条の2第2項の規定により、マーケットメイカーごとに本所が定める数量は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 一の取引日の立会終了時点において、MM売建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM売建玉の合計数量が、MM買建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM買建玉の合計数量を上回る場合

- a MM売建玉を有するマーケットメイカー
MM買建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM買建玉の合計数量を、MM売建玉を有する各マーケットメイカーのMM売建玉の数量に応じて比例配分した数量
- b MM買建玉を有するマーケットメイカー
各マーケットメイカーの有するMM買建玉の数量

(2) 一の取引日の立会終了時点において、MM売建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM売建玉の合計数量が、MM買建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM買建玉の合計数量を下回る場合

- a MM売建玉を有するマーケットメイカー
各マーケットメイカーの有するMM売建玉の数量
- b MM買建玉を有するマーケットメイカー
MM売建玉を有するすべてのマーケットメイカーのMM売建玉の合計数量を、MM買建玉を有する各マーケットメイカーのMM買建玉の数量に応じて比例配分した数量

3 前項第1号a又は第2号bの規定に基づき比例配分される数量の計算に関し本所が必要と認める事項については、本所が

その都度定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、本所が必要と認める場合には、各マーケットメイカーに配分される数量を、前2項の規定により配分されることとなつた数量の範囲内で調整することができるものとする。

(過誤訂正等のための取引の承認申請)

第10条 取引所FX取引特例第29条第1項の規定により本所の承認を受けようとするFX取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(本所が定める金融商品取引業協会)

第11条 取引所FX取引特例第30条第2項に規定する本所が定める金融商品取引業協会は、一般社団法人金融先物取引業協会とする。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年5月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。